

諮問庁：検事総長

諮問日：平成28年7月4日（平成28年（行個）諮問第111号）

答申日：平成28年9月29日（平成28年度（行個）答申第103号）

事件名：本人が特定の納付告知を受けた訴訟費用特定金額の内訳明細項目等が分かる文書の不開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「納入告知（特定番号）を受けた訴訟費用特定金額の内訳明細項目及び金額が分かる文書に記録された保有個人情報」（以下「本件対象保有個人情報」という。）の開示請求につき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成28年2月1日付け東高企第31号により東京高等検察庁検事長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は，審査請求書によるとおおむね以下のとおりである。

訴訟費用を特定金額とした請求根拠につき，請求する側は，それを明らかにするのは当然の理であるから。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 開示請求の内容及び処分庁の決定

（1）開示請求の内容

本件に係る開示請求は，納入告知を受けた訴訟費用特定金額の内訳明細項目及び金額が分かる文書に記載された自己を本人とする保有個人情報について開示を求めたものである。

（2）処分庁の決定

処分庁は，本件開示請求に係る保有個人情報は，法45条1項「刑事事件に係る裁判等に係る保有個人情報」に該当し，法の第4章の規定の適用が除外されるため，不開示とする決定（原処分）を行った。

2 諮問の要旨

審査請求人は、処分庁による原処分に対し、「訴訟費用を特定金額とした請求根拠につき、請求する側は、それを明らかにするのは当然の理である」として、対象となる保有個人情報の開示を求めているところ、諮問庁においては、原処分を維持することが妥当であると認めたので、以下のとおり理由を述べる。

3 諮問庁の判断及び理由

(1) 法45条1項に係る適用除外の趣旨について

法45条1項では、刑事事件に係る裁判等に係る保有個人情報については、法の第4章の規定は適用しないとしているが、その趣旨は、刑事事件に係る裁判等に係る保有個人情報には個人の前科等を示す情報が含まれており、これらの個人情報を開示請求の対象とすると、個人の前科等が明らかになる危険性があるなど、前科等を有する者の社会復帰や更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、これらの情報については、何人からの請求であっても、開示請求手続の適用除外とされるというものである。

(2) 本件対象保有個人情報の同項適用の可否

刑事の手続における訴訟費用は、証人、鑑定人、通訳人、翻訳人及び弁護人に支給すべき旅費、日当、宿泊料、鑑定料、通訳料、翻訳料、報酬その他の費用であり、被告人等に訴訟費用を負担させる場合には、裁判所はその旨の裁判をすることとなる。

本件開示請求は、「納付告知（特定番号）を受けた訴訟費用特定金額の内訳明細項目及び金額が分かる文書に記録された保有個人情報」の開示を求めるところであるが、このような文書は、刑事事件において訴訟費用を負担させる裁判が行われた場合に作成されるものであり、審査請求人に係る保有個人情報が記録された同文書を処分庁で作成又は取得しているとすれば、審査請求人が刑事事件における被告人等であったことが前提となることから、本件対象保有個人情報は、法45条1項が規定する刑事事件に係る裁判若しくは刑の執行に係る保有個人情報であると認められ、不開示とすることが相当である。

4 結論

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、法45条1項の「刑事事件に係る裁判等に係る保有個人情報」に該当し、法の第4章の規定の適用が除外されるとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は、同項に規定する情報に該当する

と認められるので、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年7月4日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年9月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「納入告知（特定番号）を受けた訴訟費用特定金額の内訳明細項目及び金額が分かる文書に記録された保有個人情報」である。

処分庁は、本件対象保有個人情報について、法45条1項の規定により法の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして、これを不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について検討する。

2 適用除外について

（1）適用除外の趣旨

法45条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報について、法の第4章の規定を適用しないとしているが、その趣旨は、刑事事件に係る裁判若しくは刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、例えば、雇用主等の要望により、本人が自己の刑の執行等に関する情報を取得し、それを提出させられるなどして、前科等が明らかになるなど、前科等を有する者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、開示請求手続の適用除外とされたものであると解される。

（2）本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について

諮問庁は、本件対象保有個人情報は、審査請求人が刑事事件における被告人等であったことが前提となり、刑事事件に係る裁判若しくは刑の執行に係る保有個人情報に該当することから、法45条1項により法の第4章の規定の適用が除外されている旨説明するので、以下、本件対象保有個人情報の同項該当性について検討する。

本件対象保有個人情報は、刑事事件において訴訟費用を負担

させる裁判が行われた場合に作成される文書に記載された保有個人情報であり、審査請求人に係る保有個人情報が記録された当該文書を処分庁で作成又は取得しているとすれば、審査請求人が刑事事件における被告人等であったことが明らかとなり、審査請求人の社会復帰上又は更生保護上問題になり、不利益になるおそれがあると認められる。

したがって、本件対象保有個人情報は、法４５条１項により適用除外とされる刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報であると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、法４５条１項の「刑事事件に係る裁判、刑の執行等に係る保有個人情報」に該当し、法の第４章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は、同項に規定する保有個人情報に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

（第１部会）

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史